



佐賀県公報

平成20年
2月18日
(月曜日)
第13019号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 特定計量器所在場所定期検査 (六四・くらしの安全安心課)
- 特定計量器の定期検査 (六五・)
- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生 (六六・生産者支援課)
- 都市計画事業変更の認可 (六七・下水道課)

○告示

●佐賀県告示第六十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会がそれぞれの特定計量器の所在の場所で、次のとおり実施する。

平成二十年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる特定計量器	検査期間
佐賀市(旧佐賀市の区域に限る。)、唐津市(旧唐津市の区域に限る。)、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市(旧武雄市の区域に限る。)、及び鹿島市	非自動はかり、分銅及びおもり	平成二〇年四月一日から平成二二年三月三十一日まで

●佐賀県告示第六十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量

器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成二十年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
多久市	非自動はかり、分銅及びおもり	平成二〇年四月三日(木)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	多久公民館
		平成二〇年四月四日(金)	一〇・〇〇から一五・三〇まで	多久市中央公民館

●佐賀県告示第六十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

加入区

佐賀市加入区

●佐賀県告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（佐賀地区）

三 事業施行期間

昭和四十七年三月八日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年二月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷